第3章 施策の展開

1. 計画の体系図

基本目標		基本課題	基本的施策
			市民への男女共同参画推進に関する情報提供
	1	男女共同参画推進の	市民への男女共同参画推進に関する学習機会の提供
		市民の理解	供用大量分配性体系和基本的工程。
男女共同			男女共同参画推進のための市民との協働活動の推進
参画推進			^医 市役所および事業所への男女共同参画推進に関す
の認識の	2	市役所をはじめ事業	では の よい 争 条 別 へい カ く 共 向 多 画 推 進 に 関 9 る 情報 提供
広がり		所における男女共同	市役所職員への男女共同参画推進研修の積極的実
		参画推進の認識の浸	施
		透	市の諸施策の男女共同参画推進との関連づけ
	3	男女平等教育の推進	性教育を含む学校の男女平等教育の推進
			市民への固定的な性別分業の見直しや家庭生活と
	4	家庭生活と社会生活	社会生活の両立調和に関する情報提供
		の両立調和のための	市民への固定的な性別分業の見直しや家庭生活と
		地域社会での取り組	社会生活の両立調和に関する学習機会の提供
		みの推進	家庭生活と社会生活の両立調和のための地域のネ
			ットワーク作り・基盤整備
男女の家	5	家庭生活と職業の両	事業所への家庭生活と職業の両立調和に関する情
庭生活と	5	立調和のための市役	報の提供・情報交流
社会生活		所をはじめ事業所の	市役所職員の家庭生活と職業の両立支援の取り組
の両立調		取り組みの促進	み
和		7X 7 ML 07 07 IC. C	農家の家族経営協定締結の推進
	6	就労における男女平	女性の就労支援
		等の推進	雇用・処遇における男女平等確保推進のための事
			業所への情報提供・情報交流

	7	市政における男女共	審議会等委員の性別比率の偏りの是正
責任ある		同参画の推進	行政における女性の能力発揮の促進
立場への	8	就労の場における男	女性の能力発揮に関する事業所への情報提供・情
男女共同		女共同参画の推進	報交流
参画	9	地域活動における男	地域団体への、男女共同参画推進に関する情報提
		女共同参画の推進	供・情報交流
			女性に対する暴力に関する相談の充実強化
女性問題	10	女性に対する暴力の	
解決支援		防止と被害者の支援	女性に対する暴力の防止と被害者支援に関する市
の取り組			民および関係機関との連携協働の強化
みの充実	11	その他の女性問題解	女性問題解決のための相談の充実強化
0,00,00		決支援	
男女共同	12	男女共同参画施策推	市が庁内および庁外に設置する男女共同参画推進
参画施策		進体制の充実	のための機関の機能と連携の強化
推進体制	4.0	m	男女共同参画の進行管理の実効性の向上
の充実強	13	男女共同参画計画の	
		進行管理の強化	
化			

2. 基本目標と基本課題

基本目標 男女共同参画推進の認識の広がり

「男女共同参画社会基本法」は、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けず、男女の人権が尊重されることを、男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。

男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、また、群馬県男女共同参画推進条例等が施行され、本市においても太田市まちづくり基本条例が施行されるなど、男女の人権が等しく尊重され(男女平等) ともに参画し責任を担う(男女共同参画)社会を実現していくための条件は整備されましたが、実際に、男女が平等に共同参画する社会を作っていくためには、男女共同参画社会の大切さが市民や事業所に広く理解され共有されていくことが必要です。次の基本課題を掲げ、男女共同参画推進の認識の広がりを推進します。

基本課題 1 男女共同参画推進の市民の理解

基本課題 2 市役所をはじめ事業所における男女共同参画推進の認識の浸透

基本課題3 男女平等教育の推進

基本課題1 男女共同参画推進の市民の理解

男女平等、男女共同参画社会実現の理解・浸透を図るために、市民、市役所をはじめとする事業所に学習、相談等の機会や情報の提供を充実強化します。

基本的施策 市民への男女共同参画推進に関する情報提供

事業	担当課	事業番号
・女性問題に関する広報啓発活動	広報統計課	1
	生活そうだん課	
・「FM放送」による広報活動	広報統計課	2
・「輝いている女性」の紹介	広報統計課	3
	生活そうだん課	

基本的施策 市民への男女共同参画推進に関する学習機会の提供

事業	担当課	事業番号
・「女性問題講座」の開催	生活そうだん課	4
・「女と男のセミナー」の開催	生活そうだん課	5
・人権講座の充実	生活そうだん課	6
	行政センター	
	生涯学習課	
・講演会の開催	生活そうだん課	7
	工業政策課	
	商業観光課	

基本的施策 男女共同参画推進のための市民との協働活動の推進

事業	担当課	事業番号
・自主活動サークルの支援	生活そうだん課	8
・ボランティア活動への男女共同参画	市民活動推進課	9
	各課	
・女性団体の育成と活動への支援	生活そうだん課	1 0
・女性団体のネットワークづくりへの支援	生活そうだん課	1 1
	各課	

基本課題2 市役所をはじめ事業所における男女共同参画推進の認識の浸透

社会の変化に伴い、個人のライフスタイルが多様化しつつあり、女性の社会進出が進む中で、性別にとらわれず男女が対等な立場で能力と個性が発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権や男女平等についての意識を深めていく必要があります。そこで男女平等、男女共同参画社会実現の理解・浸透を図るために、市民、市役所をはじめとする事業所に学習、相談等の機会や情報の提供を充実強化します。

基本的施策 市役所および事業所への男女共同参画推進に関する情報提供

事業	担当課	事業番号
・事業所への男女共同参画に関する啓発活動	工業政策課	1 2
・男女雇用機会均等法の普及・啓発	商業観光課	1 3
・育児・介護休業制度の啓発	工業政策課	1 4
	人事課	
・自営業に従事する女性の労働評価の工夫改善	工業政策課	1 5
	農業政策課	
・自営業に従事する女性の労働条件の改善	商業観光課	1 6
	工業政策課	
・多様な労働形態についての啓発	農業政策課	1 7
	商業観光課	
	工業政策課	

基本的施策 市役所職員への男女共同参画推進研修の積極的実施

事業	担当課	事業番号		
・男女共同参画職員セミナーの開催	生活そうだん課	1 8		
	人事課			
・女性の意識改革への支援	生活そうだん課	1 9		
	人事課			
・育児・介護休業制度の啓発	人事課	1 4		
・管理職等への女性の登用促進	人事課	2 0		
・市職員への男女共同参画意識高揚のための啓発研修	生活そうだん課	2 1		
(セクシュアル・ハラスメントを含む)	人事課			
・職場の悩みごと相談	人事課	2 2		

基本的施策 市の諸施策の男女共同参画推進との関連づけ

事業	担当課	事業番号
・プロセスシート作成時に男女共同参画との関連付け	行政経営課	2 3
	各課	

基本課題3 男女平等教育の推進

一人ひとりの人間を尊重する人権意識は、幼少期から培われるものであり、学校教育は家庭、地域と同様に、重要な人間形成の時期であることを認識し、子どもそれぞれの個性や能力を伸ばすことが必要です。性別にかかわらず、一人ひとりが個性を有し、能力を伸張し、互いを尊重し、協力し合う力を培っていけるよう、男女平等の教育を推進します。

基本的施策 性教育を含む学校の男女平等教育の推進

事業	担当課	事業番号
・学習指導要領に基づく男女平等教育の推進	学校指導課	2 4
・適正な進路指導の充実	学校指導課	2 5
・男女平等と相互理解・協力	学校指導課	2 6
・教職員研修の充実	学校指導課	2 7
・女性教職員の管理職等への登用促進	学校指導課	2 8
・青少年の健全育成対策の充実	青少年課	2 9

基本目標 男女の家庭生活と社会生活の両立調和

性別が原因で社会生活上不利益を受けたり、生き方・在り方が制約されたりしてはならないという人権の観点からはもちろんですが、少子化・高齢化が進むわが国が、豊かで活力ある、だれもがいきいきと生きることのできる社会を維持していく上でも男女共同参画社会の実現は不可欠です。

男女共同参画社会基本法は「社会における制度又は慣行についての配慮」を男女共同参画社会の形成の基本理念の一つとし、また、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定・実施する時は男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないと規定しています。また、少子高齢化、核家族化などが進行する中で、男女が互いに協力して家族としての責任を果たすことのできる社会を形成していくことが求められています。このため、固定的な性別役割分担意識の解消や、仕事と家庭の両立を困難にする職場風土を変え、働き方の見直しを進めることが必要です。男性の家庭や地域の活動への積極的参画を推進するための環境整備を図るため、次の基本課題を掲げ、男女の家庭生活と社会生活の両立調和を推進します。

基本課題 4 家庭生活と社会生活の両立調和のための地域社会での取り組みの推進

基本課題 5 家庭生活と職業の両立調和のための市役所をはじめ事業所の取り組みの促進

基本課題 6 就労における男女平等の推進

基本課題4 家庭生活と社会生活の両立調和のための地域社会での取り組みの推進

地域住民の自主的活動や市民活動は、職業とともに私たちの社会生活の重要な一面です。 従来このような活動の場面においても、固定的な性別分業や責任ある立場は、男性が担う といった慣行の影響が見られました。

家庭生活、職業とともに、自主的活動や市民活動においても男女平等、男女共同参画が 進むよう、環境整備を図ります。

男女がともに地域や家庭生活に参画し、対等に意思決定に参画できる環境づくりに向けて、意識啓発や情報提供を行います。

基本的施策 市民への固定的な性別分業の見直しや家庭生活と社会生活の両立調和に 関する情報提供

事業	担当課	事業番号
・情報交換と育児相談の充実	健康づくり課	3 0
	(各地区行政センタ	
	-保健師)	
・家庭教育学級の開催	生涯学習課	3 1
	行政センター	
・家庭教育冊子の作成	生涯学習課	3 2
・パートナー行動の啓発	健康づくり課	3 3
・「家庭の日」運動の推進	青少年課	3 4

基本的施策 市民への固定的な性別分業の見直しや家庭生活と社会生活の両立調和に 関する学習機会の提供

事業	担当課	事業番号
・家庭教育子育てセミナーの開催	生涯学習課	3 5
	行政センター	
	健康づくり課	
・家庭教育学級の開催	生涯学習課	3 1
	行政センター	
・生活自立講座の開催	生涯学習課	3 6
	行政センター	

基本的施策 家庭生活と社会生活の両立調和のための地域のネットワーク作り・基盤 整備

事業	担当課	事業番号
・男性の家事や育児への参画促進	行政センター	3 7
	健康づくり課	
・社会参加活動における女性の参画促進	各課	3 8
・PTA活動への男女共同参画	生涯学習課	3 9
	学校指導課	
・ボランティア活動への男女共同参画	各課	9
・「まちづくり」への参画	各課	4 0
・女性団体の育成と活動への支援	生活そうだん課	1 0
	地域総務課	
	環境政策課	
	障がい福祉課	
・女性団体のネットワークづくりへの支援	生活そうだん課	1 1
・女性の意識改革への支援	生活そうだん課	1 9

基本課題5 家庭生活と職業の両立調和のための市役所をはじめ事業所の取り組みの促進

就業の場では、結婚・出産退職の慣行や昇進・昇給の男女格差など、女性に対する不平等な待遇が依然として存在しています。女性の参画を進めるためには、働き続けられる環境づくりや、女性の能力発揮の機会の拡大等、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。市役所が率先して制度整備等の取り組みを進め、事業所への働きかけを推進します。また、農業をはじめとした自営業における女性の参画の促進に努めます。さらに、新しい雇用機会の創出が期待されるワークシェアリングへの関心も高まっています。どのような働き方を選択しても、能力を十分に発揮できるよう、就業形態に対応した情報や学習機会の提供を行います。

基本的施策 事業所への家庭生活と職業の両立調和に関する情報の提供・情報交流

1 Marie 14 - 1 Marie 14 - 1 Marie 14 - 1 Marie 14 - 1 Marie 14 Mar		
事業	担当課	事業番号
・雇用機会均等法の普及・啓発	工業政策課	4 1
・育児・介護休業制度の啓発	工業政策課	1 4
・多様な労働形態についての啓発	工業政策課	1 7
・自営業に従事する女性の労働評価の工夫改善	工業政策課	1 5
	商業観光課	
・自営業に従事する女性の労働条件の改善	工業政策課	1 6
	商業観光課	

基本的施策 市役所職員の家庭生活と職業の両立支援の取り組み

事業	担当課	事業番号
・育児・介護休業制度の啓発	人事課	1 4

基本的施策 農家の家族経営協定締結の推進

事業	担当課	事業番号
・農家の家族経営協定の締結推進	農業委員会	4 2
・農業に従事する女性の労働評価の工夫改善	農業委員会	4 3
	農業政策課	
・農業に従事する女性の労働条件の改善	農業委員会	4 4
	農業政策課	

基本課題6 就労における男女平等の推進

一人ひとりの能力が十分に発揮されることは、経済社会が発展する源です。しかしこれまで、固定的な性別分業慣行の影響等により、雇用労働の場で女性は必ずしも男性と同等の能力発揮機会を得てきませんでした。こうした状況を改善し、性別にかかわらず、勤労者がライフスタイルに応じて、多様かつ柔軟な働き方を選択でき、職務や能力に応じた公正な処遇・労働条件が確保されるようにすることは、人権の尊重と経済社会の発展両面で重要な課題です。

男女共同参画社会基本法は、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を男女共同参画社会の形成の基本理念の一つとしており、育児・介護等家庭責任を負う男女の勤労者が、職業生活と家庭責任との両立を図っていけるようにするための制度や環境整備を推進します。

基本的施策 女性の就労支援

事業	担当課	事業番号
・太田市就職支援センター「ヤング・アタックおおた」	工業政策課	4 5
運用管理事業		
・保育園の整備充実	こども課	4 6
・事業所内託児施設の設置要望	工業政策課	4 7
	こども課	
・放課後児童クラブの整備充実	児童施設担当	4 8
・地域子育て支援センターの整備	こども課	4 9

基本的施策 雇用・処遇における男女平等確保推進のための事業所への情報提供・情報交流

事業	担当課	事業番号
・雇用機会均等法の普及・啓発	工業政策課	4 1
・育児・介護休業制度の啓発	人事課	1 4
	工業政策課	
・若者への意見交換の場の提供	工業政策課	5 0
・労働者の福利厚生	工業政策課	5 1

基本目標 責任ある立場への男女共同参画

男女平等、男女共同参画の国際的な指標である指数(GEM)に示されているように、固定的な性別分業慣行の影響のもと、わが国では、社会の責任ある立場に就き意思決定にかかわる人は著しく男性に偏ってきました。本来性別とは関係がない、社会的活動上の責任、意思決定への参画が、性別の影響を受けているこうした実態は公正ではありません。

特に政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の基礎であり、男女共同参画社会基本法は、「政策等の立案及び決定への共同参画」を男女共同参画の形成の基本理念の一つとしています。

太田市では、行政への女性の参画を拡大していくために、審議会等への女性の登用を 促進する取り組みを行ってきましたが、その成果はいまだ不十分であり、一層の推進を 図るため次の基本課題を掲げ、責任ある立場への男女共同参画を推進します。

基本課題7 市政における男女共同参画の推進

基本課題8 就労の場における男女共同参画の推進

基本課題9 地域活動における男女共同参画の推進

基本課題7 市政における男女共同参画の推進

審議会等では、男女の意見を反映できる委員構成が求められることから、審議会等の女性委員 比率の向上に努めます。そのために、女性人材の掘り起こしなど積極的な情報収集、関係団体へ の働きかけ等により、女性委員ゼロの審議会等をなくすことに努めます。また、市自ら率先して男 女共同参画を推進するため、市政の政策立案・決定を行う課長以上の女性管理職比率の向上を 図ります。また、女性が能力を十分に発揮できるよう、学習機会や情報提供を行います。

基本的施策 審議会等委員の性別比率の偏りの是正

事業	担当課	事業番号
・審議会等への女性の登用を促進	行政経営課	5 2
	各課	
・委員選出方法の見直しと工夫	行政経営課	5 3
	各課	
・PTA、学校評議員等への男女共同参画の促進	学校指導課	5 4
	生涯学習課	

基本的施策 市役所における女性の能力発揮の促進

事業	担当課	事業番号
・女性職員の職域拡大	人事課	5 5
・女性の管理職等への登用促進	人事課	5 6
・女性人材リストの整備と情報提供	生活そうだん課	5 7
・職員研修の充実と女性の意識改革	生活そうだん課	5 8
	人事課	
・女性自身の意識改革	生活そうだん課	5 9
	人事課	

基本課題8 就労の場における男女共同参画の推進

一人ひとりの能力が十分に発揮されることは、経済社会が発展する源です。しかしこれまで、固定的な性別分業慣行の影響等により、雇用労働の場で女性は必ずしも男性と同等の能力発揮機会を得てきませんでした。こうした状況を改善し、性別にかかわらず、勤労者がライフスタイルに応じて、多様かつ柔軟な働き方を選択でき、職務や能力に応じた公正な処遇・労働条件が確保されるようにすることは、人権の尊重と経済社会の発展両面で重要な課題です。

男女共同参画社会基本法は、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を男女共同参画社会の形成の基本理念の一つとしており、育児・介護等家庭責任を負う男女の勤労者が、職業生活と家庭責任との両立を図っていけるようにするための制度や環境整備を推進します。

基本的施策 女性の能力発揮に関する事業所への情報提供・情報交流

事業	担当課	事業番号
・女性の就業機会の拡大	工業政策課	6 0
・男女の家庭責任についての広報啓発	工業政策課	6 1
	広報統計課	
・再就職支援講座の開催	工業政策課	6 2
・パートタイム労働者への支援対策	工業政策課	6 3
・技術や資格を身につけるための研修講座の開催	工業政策課	6 4

基本課題9 地域活動における男女共同参画の推進

固定的な性別分業の考え方や慣行の影響により、わが国では、社会の責任ある立場に就き意思決定にかかわる人は男性に偏ってきました。本来、性別とは関係がない社会活動上の責任、意思決定への参画が、性別の影響を受けているこうした実態は公正ではありません。このことは、地域活動においても慣行として行われており、男女共同参画基本法の基本理念に反するものです。

太田市では、女性の地域活動への参画拡大を図るため、女性リーダーの育成をはじめ各種地域活動への女性の積極的参加を推進します。

基本的施策 地域団体への、男女共同参画推進に関する情報提供・情報交流

事業	担当課	事業番号
・社会参加活動における女性の参画促進	各課	3 8
・ボランティア活動への男女共同参画	各課	9
・「まちづくり」への参画	各課	4 0
・女性リーダーの育成	生活そうだん課	6 5
	生涯学習課	
・女性団体の育成と活動への支援	生活そうだん課	1 0
	地域総務課	
	環境政策課	
	障がい福祉課	
・女性団体のネットワークづくりへの支援	生活そうだん課	1 1
・女性の意識改革への支援	各課	
	生活そうだん課	1 9

基本目標 女性問題解決支援の取り組みの充実

暴力は、身体的、心理的、性的その他のかたちの強制を通じて、相手に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信の喪失や無力感をもたらし、相手を従属的な状況に追い込む、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」が男女共同参画社会を形成する基本理念の一つとしています。しかしながら、固定的な性別役割分業の慣行等の影響により、経済力や社会の意思決定が男性に偏っていたこれまでの社会では、男性が女性に対して優位に立つ傾向にありました。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、男性から暴力被害を受けている女性の保護救済と、問題解決への支援と根絶の努力は重要な課題です。

相談をはじめ、暴力被害を受けている人の安全確保、問題解決等のための支援事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化促進します。

基本課題 10 女性に対する暴力の防止と被害者の支援

基本課題 11 その他の女性問題解決支援

基本課題 10 女性に対する暴力の防止と被害者の支援

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の現状を考えると、特に女性に対する暴力について、早急に対応する必要があります。暴力は、人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会認識と理解を深めるため、啓発事業の充実に努めます。また、被害者が受忍することなく声をあげられるよう、意識啓発と自立を支援するための相談体制の充実や、関係機関との連携を強化し、情報が当事者に届くように、なお一層工夫を図っていきます。

基本的施策 女性に対する暴力に関する相談の充実強化

事業	担当課	事業番号
・女性相談体制の充実	生活そうだん課	6 6
・女性に対する暴力防止のための啓発事業	生活そうだん課	6 7
・女性問題(ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメ	生活そうだん課	6 8
ント等)の相談体制の充実		

基本的施策 女性に対する暴力の防止と被害者支援に関する市民及び関係機関との連 携協働の強化

0.0 has 1-0 0-1		
事業	担当課	事業番号
・県及び近隣市町との連携	生活そうだん課	6 9
・ボランティア団体の育成と支援	生活そうだん課	7 0
・DV被害者に対する支援	生活そうだん課	7 1
・警察及び病院との連携	生活そうだん課	7 2

基本課題 11 その他の女性問題解決支援

女性の抱える悩みや問題の相談としては、夫や恋人からの暴力以外にも、子育てのこと、離婚、職場の待遇、就職などさまざまなものがあります。特に経済力や意思決定の面で、男性が優位に立つ傾向にあったこれまでの社会では、女性が、社会的に不利な立場におかれ、さらには権利や能力が軽視されるなど、さまざまな問題があります。こうした問題の解決の糸口となり得る、安心して相談できる各種の相談機能の充実を図ります。

基本的施策 女性問題解決のための相談の充実強化

事業	担当課	事業番号
・人権相談	生活そうだん課	7 3
・市民相談	生活そうだん課	7 4
・家庭児童相談員及び母子自立支援員による相談	こども課	7 5

基本目標 男女共同参画施策推進体制の充実強化

男女があらゆる分野で対等に参画し、ともに生きる男女共同参画社会の実現を図るには、市民や団体、企業等の理解と協力により計画を効果的に推進していくことが必要です。

太田市男女共同参画基本計画を着実に推進し、その効果を上げるために、計画の進捗状況把握、効果の評価、その結果に基づく必要な見直し等、綿密な進行管理を行います。 さらに、成果を測定する指標として「第2章4 計画の成果指標と目標値」を定め検証していきます。

基本課題 12 男女共同参画施策推進体制の充実

基本課題 13 男女共同参画計画の進行管理の強化

基本課題 12 男女共同参画施策推進体制の充実

男女共同参画社会形成に向けた施策を推進するため、庁内外の組織体制を整えるとともに組織の活動を促進します。

基本的施策 市が庁内及び庁外に設置する男女共同参画推進のための機関の機能と連 携の強化

事業	担当課	事業番号
・太田市男女共同参画推進会議(庁内組織)の開催	生活そうだん課	7 6
・男女共同参画社会検証委員会(庁外組織)の開催		
・男女共同参画都市宣言	生活そうだん課	7 7
	生活そうだん課	7 8

基本課題 13 男女共同参画計画の進行管理の強化

太田市男女共同参画基本計画を推進し、その効果を上げるために、毎年度ごとに進捗状況を把握し、効果の評価、その結果に基づく必要な見直し等の進行管理を行います。

計画の効果を評価するために、成果指標と目標値を根拠に基づいて設定し、実績値を毎年把握して推移を確認しながら、目標達成を追求します。

基本的施策 男女共同参画の進行管理の実効性の向上

事業	担当課	事業番号
・基本計画に基づく事業の進捗管理	生活そうだん課	7 9
・成果指標に対する達成度評価	生活そうだん課	8 0
・庁内外組織への報告及び協議	生活そうだん課	8 1
・男女共同参画施策進捗状況の周知	生活そうだん課	8 2